政　令

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十三号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百一号の項中「除く。」の下に「、青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六まで（同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野二百三十四番一から同郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田二十五番一を経て同郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番六までを除く。）」を加え、「金足大清水字堤下二十番一」を「金足岩瀬字小川瀬三十一番一」に、「六十四番六」を「二百三十三番九十八」に改め、同表四百八十三号の項中「上佐野字長尾谷四百十五番二」を「戸牧字畑ケ中千八百三十番二」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年七月三十日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

○法務省告示第四百十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十七日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社雪国まいたけの項を削り、同表に次のように加える。

株式会社雪国まいたけ	新潟県南魚沼市余川八十九番地	耕種農業

告　示

○金融庁告示第三十七号

ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条後段の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年七月二十七日

金融庁長官　森　信親

日本における代表者の氏名及び住所	シャラド　ナイア 東京都港区東麻布二丁目二番三―三百一号

○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年七月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五〇九六	二八、七、六	秋山　和久
五〇九七	二八、七、六	左海　康道
五〇九八	二八、七、六	福島　修
五〇九九	二八、七、六	来住野　聖

○法務省告示第四百十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十七日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社駿豆給食センター	静岡県田方郡函南町新田八十六番地の一	惣菜製造業

○外務省告示第三百二号

平成二十八年七月一日にクアラルンプールで、円借款の供与に関する日本国政府とマレーシア政府との間の平成十五年三月三十一日付けの交換公文に従ってマレーシア政府に供与されることになったパハン・スランゴール導水計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がマレーシア政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十一年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、マレーシア政府との間に行われた。

平成二十八年七月二十七日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十八年七月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　(一)　健康保険組合の名称　みちのくコカ・コーラ健康保険組合

(二)　事務所の所在地　岩手県紫波郡矢巾町土橋第十一地割三十五番地一号

(三)　設立事業所の名称及び所在地　みちのくコカ・コーラボトリング株式会社　岩手県紫波郡外五事業所

(四)　認可の年月日　平成二十八年六月十日

○厚生労働省告示第二百九十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
日立健康保険組合	茨城県日立市幸町三丁目一番一号	平成二十八年四月一日

○厚生労働省告示第二百九十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年七月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久